



令和元年 10 月 16 日

市川市教育委員会  
教育長 田中 庸恵 様

市川市教育振興審議会  
会長 天笠 茂

### 市川市立義務教育学校の設置に関する方針について（答申）

令和元年 10 月 9 日付け市川第 20190910-0027 号で市川市教育振興審議会へ諮問のありました標記の件について、本審議会において審議した結果、下記のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき答申いたします。

### 記

#### 1. はじめに

市川市立小学校及び中学校については、教育条件をより良いものにし、児童生徒の生きる力を育むことのできる学校教育を保障するために、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針」を踏まえ、市川市が目指す教育の姿を見据えて、具体的な方策を推進することが重要となっている。

市川市ではこれまでも「目指す教育の姿」として、「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育を進めており、その具現化を目指す義務教育学校「塩浜学園」では、当初期待されていた教育効果が表れてきている。また、平成 29 年告示の小・中学校学習指導要領では、義務教育 9 年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を求めており、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校は、設置の方向や学校運営の在り方等、具体的な方針を示すことが必要となっている。

このような背景から、令和元年 10 月 9 日、教育委員会から市川市立義務教育学校の設置に関する方針について諮問を受け、答申に至ったものであり、本答申によって、市川市の「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育が一層推進されることを期待したい。

#### 2. 方針の策定のための基本的な考え方

##### (1) 小中一貫教育の推進

市川市では教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を踏まえ、学びと育ちの連続性を大切にした教育を進めており、学校教育では、「教育の接続化」

という理念の下、中学校ブロック単位における指導の一貫化の取組等を通して、進学・進級時のなめらかな接続と長期的な視野に立った教育の実現を図ってきた。

そこで、方針の審議にあたっては、市川市がこれまで進めてきた教育の方向性を基本として、塩浜学園の「一貫教育のあり方に関する研究」のまとめや国の動向を踏まえ、義務教育学校設置の方向と、学校運営等の在り方を審議の視点とした。

## (2) 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針

平成 29 年に、本審議会は答申として、市川市の将来的な視野に立った学校の適正規模・適正配置の方向性を示し、平成 30 年に市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針が策定された。

同方針では、小規模校に対して、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置の三つの方策を学校や地域の実情に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じ複合的に実施することとしている。

そこで、方針の審議にあたっては、教育の質を向上させることを前提としながら、児童生徒数の減少を背景に、既存の小・中学校から義務教育学校へ移行することを基本として、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針を踏まえ、学校規模や通学区域、施設等の考え方を審議の視点とした。

## 3. 義務教育学校設置の方向

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校について、制度の趣旨や塩浜学園の「一貫教育のあり方に関する研究」のまとめ、国の動向等を踏まえて、市川市における設置の方向と学校運営の在り方等について審議した。

### (1) 塩浜学園における小中一貫教育研究

小中一貫教育のモデル校として開校した「塩浜学園」は、義務教育学校となって 3 年が経過し、これまでの取組を踏まえて、成果と課題がまとめられた。

その結果、多くの保護者・教職員が「小中一貫教育は子どもたちの成長にとって効果がある」と捉えており、中一ギャップの緩和や学力向上、自己肯定感の高まりなど、多方面で高い効果が見られた。また教職員についても、子どもの発達に対する理解が深まるなど、指導上の効果も見られた。

一方、学校の運営にあたっては、教職員の多くが、学校文化の異なる小中学校間の調整などに課題があると捉えている。

### (2) 小学校高学年における専科指導の拡充・小中連携の充実

小学校では、子どもたちの抽象的な思考力が高まる高学年において、指導の専門性の強化が課題となっており、専科指導の拡充などによって、中学校への接続を見据えた指導体制の充実が求められている。

また併せて、9年間のカリキュラムを通して、小中学校間の円滑な接続と連携の取組の充実が求められている。

### (3) 義務教育学校設置の進め方

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が見られるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができる。

このことから、「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育を進める市川市において、義務教育学校の設置は「推進」する方向とされたい。

但し一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、まずは、市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図っていくようにされたい。

また、義務教育学校設置の推進にあたっては、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針が示す3つの適正配置の方策のうち、「義務教育学校の設置」を優先して検討の対象とするなどして進められたい。

### (4) 義務教育学校設置を推進する上での留意点

学校等の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小・中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムのもとで、小中一貫教育を推進する体制を整えられたい。

## 4. 義務教育学校設置に係る条件

既存の小・中学校からの移行による義務教育学校の設置について、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針を踏まえ、設置の進め方や学校規模、通学区域、施設等の考え方について審議した。

### (1) 学校規模・学校運営の考え方

学校規模は、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針が示す小・中学校の適正規模を、前・後期課程の基本としつつ、義務教育学校の特성에応じて柔軟に捉えられたい。具体的には、学校としての一体感を保ち、9年間の連続性が図られる規模とするとともに、前期課程高学年の専科指導や異学年交流等、小中一貫教育の取組が十分に推進される規模とされたい。

なお、今後、義務教育学校の設置によって得る多くの経験的知見によって、義務教育学校の適正規模及び学校運営の在り方を市川モデルとして示されることを期待したい。

また義務教育学校設置の推進にあたっては、学校運営上の課題に注目し、教育委員会の対応策を、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」に盛り込まれたい。このことにより、教育委員会のバックアップ及びサポートのもと、持続可能な体制の具現化に期待したい。

さらには、義務教育学校を経験した教職員の知見が市内全体に広がり、小中一貫教育の推進に生かされることを期待したい。

#### (2) 通学区域の考え方

小・中学校の通学区域のずれは、小中一貫教育の取組の効率や効果に影響を与えることから、義務教育学校として9年間の学びを保障するためには、通学区域を見直し可能な限りそろえることが求められる。

このことから、小学校と中学校の通学区域の整合を図ることに努めることを前提として、義務教育学校の設置を推進されたい。

但し、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置する場合は、義務教育学校が子どもや保護者の多様なニーズに応える学校である面にも留意されたい。

#### (3) 学校施設の考え方

学校施設については一体型校舎において、連続性を大切にした教育が行われることが望ましいが、学校や地域の状況によっては、隣接型または分離型で運営することも考えられる。この場合は、学校運営上の工夫により、一貫教育の効果を高める取組を進められたい。

#### (4) 既存の小・中学校から移行する上での留意点

既存の小・中学校からの移行にあたっては、当該校の児童生徒、保護者、地域住民が協働して学校づくりを進められる体制を整え、合意を図りながら進められたい。なお、設置までには、そのことに必要な時間を十分に設定されたい。

また合わせて、学校運営協議会を中心として、義務教育9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みの充実にも取り組まれたい。

### 5. 市川市立義務教育学校の設置に関する方針の見直し

学校教育を取り巻く環境の変化や義務教育学校設置に係る制度の改善等に対応するため、方針については必要に応じて見直しを行うこととされたい。

以上

市川市教育振興審議会

会 長	天笠	茂
副 会 長	黒木	政継
委 員	田中	孝一
委 員	渡邊	智子
委 員	広瀬	由紀
委 員	池谷	佳子
委 員	晒科	里美
委 員	松本	浩和
委 員	角谷	好枝
委 員	富家	薫
臨時委員	貞廣	斎子
臨時委員	柳澤	要